

# 令和8年度第2回和歌山地方最低賃金審議会

## 議事録

|              |                                       |                      |                      |
|--------------|---------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 開催日時<br>開催場所 | 令和8年7月28日（火）<br>和歌山労働総合庁舎6階会議室        | 14時00分から<br>15時02分まで |                      |
| 出席状況         | 公益を代表する委員<br>労働者を代表する委員<br>使用者を代表する委員 | 定数5名<br>定数5名<br>定数5名 | 出席4名<br>出席4名<br>出席5名 |

### 事務局（玉置）

少し時間が早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから、令和8年度第2回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表の本庄委員、労働者代表側の久富委員が欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告します。

また、本会議は公開となっており、令和8年7月3日付けで本会議の傍聴公示を行いまして、申出があった8名の方が傍聴されています。

なお、傍聴者の皆様におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に記載しているとおり、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

ここで、今年度新たに就任されました委員を御紹介いたします。

労働者側代表委員の大重委員でございます。

### （大重委員から御挨拶）

議事進行を会長にお渡しする前に、1点、事務局からお伝えしたいことがございます。机上配付をしております局長メッセージがございますので、中山労働局長からメッセージについて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

### 中山労働局長

和歌山労働局長の中山でございます。本日は大変御多忙の中、また猛暑の中御出席いただきありがとうございます。配付しております資料について御説明いたします。

皆様御承知のとおり、日本成長戦略会議において、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太の方針）」が7月21日に閣議決定されました。

厚生労働省から、地方最低賃金審議会においても、これらの内容に配慮した審議をいただくよう指示がありました。令和8年度和歌山県最低賃金額改定の審議に当たっては、これらに配慮した貴会の調査審議をお願い申し上げます。以上です。

### 事務局（玉置）

それでは、以後の議事進行を廣谷会長よろしくお願いいたします。

廣谷会長

本日の審議をよろしく願いいたします。それでは議題1『関係労使の意見陳述』に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局（玉置）

はい。最低賃金法第25条第5項に基づき、令和8年7月1日に関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、期日の7月22日までに3名の方から意見の御提出があり、審議会において直接意見陳述を希望されましたので、本日、お越しいただいております。

意見陳述者は、申出順に、

- ・ わかやま市民生協労働組合      鬼束（おにつか）様、
  - ・ わかやま市民生協労働組合      鈴木（すずき）様、
  - ・ 和歌山県地方労働組合評議会      杉（すぎ）様、
- の 3名様です。

なお、資料の2ページから4ページに意見書を添付しておりますので、御確認いただきながら聴取いただければと思います。

廣谷会長

では、意見陳述の申出があった3名の方からの意見聴取を行いたいと思います。

1人5分程度とさせていただきたいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

まず、わかやま市民生協労働組合の鬼束（おにつか）様、意見陳述をお願いします。

わかやま市民生協労働組合（鬼束）

こんにちは。和歌山市民生協労働組合の鬼塚と申します。よろしくお願いします。

私は現在、年金を受給しながら働いています。年金だけで生活するのは将来に不安があるので、体が健康なうちは働きたいと思っています。ただ、賃金だけを見ますと、現在の時給は和歌山県最低賃金の1,045円です。今の時給だけで生活することを考えると生活は成り立ちません。

昨年最低賃金が千円を超えましたが、月平均161時間働いたとしても約17万円しか私の手元にありません。そこから社会保険料などを差し引くと3,4万円は少なくなります。これで私一人が生活できるのでしょうか。家賃、携帯代、光熱費、衣類、和歌山で生活するには車も必要です。ガソリン代だけでも月に3千円、4千円多くなっています。スーパーで買い物をして、以前3千円や4千円で買えたものが5千円や6千円と倍近くかかっています。

私は主婦ですので安い食材を探しながら栄養バランスも考えて買い物していますが、それでも予算はすぐ超えてしまいます。私たちは贅沢な暮らしを求めているわけではありません。私たちが望むのは、普通に働いて普通に生活ができることで

す。季節に1枚ぐらい服が買えて、冷房や暖房を我慢することなく使えて、栄養バランスの取れた食事を取る。これが普通の生活だと思います。そういう普通の生活が今できない状況で物価高騰が行われています。

ですので、それに見合った賃金上昇を求めます。普通に働いて普通に生活できる賃金を求めます。よろしくお願いします。

廣谷会長

ありがとうございました。

ただいまの鬼東様の御意見に関して、御質問等はございませんか。

(質問等なし)

廣谷会長

鬼東様、ありがとうございました。

廣谷会長

続きまして、わかやま市民生協労働組合の鈴木様お願いします。

わかやま市民生協労働組合（鈴木）

こんにちは。和歌山市民生協労働組合で書記長をしております鈴木と申します。

県地評で常幹をしております。本日はよろしくお願いいたします。

今年は非常に暑いです。生協ということで私たちは橋本から新宮まで配送を行っていますが、去年と比べて熱中症になる人が増えています。配送の途中でも休憩を取らないといけない状況です。今年は熱中症で病院に行く人も出ています。

現在、日本の労働者の約4割が非正規労働者と言われています。和歌山市民生協でも実質6割近くが時間給、非正規労働者です。非正規だからといって責任が軽いわけではありません。同じように責任を持って仕事をしています。生協では毎年12月から1月にかけて全国の生協で働く時間給労働者に今の生活実態に対するアンケートを取っています。その中から手記の一文を引用したいと思います。

私の夫は40代で他県に勤務しており、車で通勤しています。平日は朝6時ごろに出勤し、帰宅は20時頃になります。私は時給1,045円で1日4時間、週3日のアルバイトとして働いています。アルバイト先では週4日以上勤務でなければパート職員にはなれないので、アルバイトとして働いていますので、一時金や日曜祝日手当などありません。

小学二年生と幼稚園年少の子供がいます。保育園の入園を希望しましたが、フルタイムで働く人やシングルの人が優先され、入園ができず、幼稚園への入園になりました。小学生の子どもには障害があり、送迎が必要です。幼稚園の子どもも同様に送迎が必要です。そのため、車は2台保有しています。住宅ローンや車ローンに加え、ガソリン代や車の維持費、子どもたちの用品代や食費など物価高騰の影響で出費は増える一方です。特に日々の買い物では、以前と同じ内容でも会計の時には2千円以上高くなることは珍しくありません。

こうした状況では、仮に月に数千円程度賃金が上がったとしても、生活は全く楽にならず、実感としてはプラスにならないのが現実です。アルバイトのシフトを決める際も子どもたちの行事、夫の仕事の都合を見ながら勤務日を調整しなければならず、予定を立てるだけでも大きな負担になっています。平日はワンオペ状態で、仕事が終わればすぐに買い物をし、そこから子どもたちの送迎に向かいます。自分の体を休める時間はほとんどなく、毎日ギリギリのスケジュールをこなしています。

こうした生活状況下で、これ以上勤務日数や労働時間を増やすことは現実的にはできません。また、仕事を続けながら幼稚園や小学校で求められる保護者の役員活動をこなすことも大きな苦痛を感じています。家計にも時間にも余裕がなく、常に追い詰められている感覚があります。毎月3万円以上収入が増えれば生活の少しでもゆとりが生まれ、気持ちの面でも救われます。今の賃金水準では、物価高騰の中で必死に働いても生活が苦しくなる一方で、安心して暮らし続けることができません。このような実情ですので、最低賃金は全国に一律に生活できる1,800円、目指せ2,000円を求めます。

以上、手記の一部を引用させていただきました。この審議会において、全国で働くすべての人が、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することができるように、地域によって水準の違うことが起きないようにも、国に対して、また中央審議会に対しても、中小企業への充実した支援策を求めていくことを期待し意見とします。よろしくお願いします。

廣谷会長

ありがとうございました。ただいまの鈴木（すずき）様の御意見に関して、御質問等はございませんか。

（質問等なし）

廣谷会長

鈴木様、ありがとうございました。

廣谷会長

続きまして、和歌山県地方労働組合評議会の杉様お願いします。

和歌山県地方労働組合評議会（杉）

皆さん、こんにちは。貴重な時間をありがとうございます。

和歌山県地方労働組合協議会事務局長、杉と申します。私は、最低賃金審議に当たりまして、次のことを申し上げたいと思います。

1つに、和歌山県の最低賃金を直ちに1,700円以上に引き上げること。2つ目、最低賃金法の生存権保障の観点から、発効日を法定による最短日とすること。3番目として、最低賃金を全国一律とするよう法改正を国に求めること。4番目として、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への助成措置及び原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に求めること。

理由として、長期にわたる物価高騰のもと、食料品、エネルギー、住宅関連費など生活必需品の価格上昇が続く、労働者の暮らしは深刻さを増しています。名目賃金の上昇が報じられる一方、物価上昇に賃金が追いつかず、実質賃金の低下が続く、多くの労働者が生活水準の切り下げを余儀なくされているのは御案内のとおりです。

昨年の最低賃金改定後の全国加重平均は時間給1,121円、和歌山県の最低賃金は1,045円であり、これでは人間らしい生活を維持することは困難で、特に最低賃金近傍で働かざるを得ない労働者からは、ダブルワーク、トリプルワークを行わなければ生活できないとの声が広がり、制度の役割そのものが問われていると思います。

和歌山県に隣接する大阪府の最低賃金は1,177円であり、和歌山県の最低賃金とは実に132円もの格差があります。これは隣接する都道府県では東京都と山梨県、神奈川県と山梨県に次ぐ格差であり、同一企業・同一労働・同一時間で月19,800円、年237,600円もの格差が生じています。この格差は若者の都市集中を加速させ、地方経済の衰退と人口減少を招く要因となっています。

私たちが所属する全国労働組合総連合は、この構造的問題の解決として、全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

先ほど局長も申し上げられたように、高市内閣は経済成長と所得向上を掲げていますが、内需拡大と持続的成長には最低賃金の引き上げによる所得底上げが不可欠です。最低賃金の引き上げは、日本経済全体の需要創出と人口減少社会への対応に直結する課題です。誰もがどこでも普通に働けば人間らしい生活ができる社会の実現のため、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制度の創設と大幅引き上げを求めます。

また、2024年に当時の石破政権が掲げた2020年代に全国加重平均1,500円を実現するためには、年7.5%、1,700円を実現するためには、年11%程度の引き上げが必要であり、中小企業・小規模事業者の努力のみでは対応できません。価格転嫁の制度化、社会保障料負担軽減、直接支援など、国による抜本的な中小企業支援策が不可欠です。

以上の趣旨から、当初の意見のとおり陳述をいたします。委員の皆様の真摯な御審議を切にお願いするものです。

なお、重ねてですが、昨年は最低賃金引き上げの必要性を答申しながら、いたずらに発行日を遅らせた地方が見受けられました。最低賃金制度を形骸させることなく、必要な改定を法律どおりに発効させるよう重ねて要請したいと思います。

意見は以上です。なお、同趣旨の署名を県内の労働者から集めて、本日持参いたしました。もしお許しいただければ、会長に直接お手渡したいと思いますが、よろしく願いいたします。

廣谷会長

ありがとうございました。署名をいただく前に、ただいまの杉様の御意見に関して、御質問等はございませんか。

(質問等なし)

廣谷会長

それでは、署名のほうお受けさせていただきたいと思います。

和歌山県地方労働組合評議会（杉）

2, 0 0 3筆あります。よろしくお願いします。

(会長が署名を受領)

廣谷会長

確かにお受けします。また後ほど拝見しますので、ありがとうございました。

それでは、意見陳述を終了したいと思います。

いただきました御意見については、今後の審議の参考とさせていただきたいと思っています。ありがとうございました。

廣谷会長

次に、議題（２）の「特定最低賃金の決定等の必要性の有無」について、に入ります。

事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

廣谷会長

それでは、労働局長の諮問をお受けしたいと思います。事務局は、諮問文を読み上げてください。

(事務局から諮問文読み上げ)

廣谷会長

ただいま、諮問を受けましたが、何か御意見・御質問はございますか。

諮問を受けましたので、まず特定最低賃金の改正決定等の必要性の審議については、特別小委員会を設置して審議したいと思いますますが、よろしいですか。

(異議なし)

廣谷会長

それでは、改正決定等の必要性については、特別小委員会を設置して審議していただくこととし、特別小委員会の委員を指名したいと思います。

公益委員につきましては、先日の公益代表委員会議において、岡田委員、本庄委員、石川委員の３名が担当することになっています。

労働者側、使用者側それぞれ3名を御推薦いただきたいと思います。

昨年は、労働者側、使用者側ともに和歌山県最低賃金の専門部会の3名に担当していただきましたが、いかがでしょうか。

山本委員

はい。専門部会の3名で結構です。

児玉委員

はい。結構です。

廣谷会長

特定最低賃金の改正決定等の必要性については、特別小委員会において審議をしていただいて、その後、本審において審議結果の報告を行っていただきたいと思います。

その報告を踏まえて、審議会から局長へ、改正決定の必要性の有無を答申したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

廣谷会長

では、そのように進めていきたいと思います。

次に、特別小委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局（玉置）

特別小委員会の日程につきましては、昨年度いただいた御意見を踏まえまして、地賃の審議終了後のいずれかの日に、第1回目を開催するという事で、メールなどで小委員会の委員の皆様と調整を行っていきたいと考えております。

ですので、最も早ければ、異議審終了後が想定されますが、また調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

廣谷会長

続いて、議題（3）の「実地視察報告について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局（岡本）

本日机上配付しております「委員限り・取扱注意」と記載された資料を御覧ください。実地視察は7月14日に実施いたしました。10名の委員の皆様が参加されました。第1回本審でお配りしました事業所概要に沿いながら、委員の皆様からいただいた質問内容も反映して報告書を作成しております。

視察先事業所は、食品卸売業、食品加工業及び飲食業を営む事業所です。労働者数は、食品加工のほうで正社員5名、パート3名の計8名です。企業全体では飲食

店含めて13名とのことでした。

使用者からの聴取内容では、パート労働者の平均給与額は時給1,090円でした。事業経営環境については非常に厳しいとのことでした。食品原材料価格、包装資材、燃料費などが毎月のように値上がりしているとの説明がありました。食品については特に毎月仕入先から値上げ要請が届いている状況とのことでした。そうした状況の中でも、雇用維持を最優先に考えながら事業運営を行っているとのことでした。

最低賃金については理解は示されておりましたが、最低賃金近辺の労働者だけではなく、中堅社員や能力の高い労働者についても同時に賃上げする必要がある、人件費高騰が経営へ大きく影響しているとの説明がありました。

価格転嫁についても質問がありました。以前は年1回だった価格改定を、現在は3か月に1回程度へ変更しているとのことでした。以前よりは交渉しやすくなったものの、一部では取引終了となったケースもあるとの説明でした。

労働者につきましては1名に御参加いただきました。当初予定していた食品加工部門の事務職員の方が体調不良で欠席となったため、飲食部門のパート従業員の方からお話を伺いました。その方は、時給1,080円、週5日勤務1日約5.5時間勤務とのことでした。現在はご主人の扶養に入って勤務をしているとのことですが、もっと働きたいという気持ちはあるが、会社とも相談しながら扶養の範囲内で勤務調整を行っているという説明がありました。

昨年の最低賃金発効日が遅れた件については、企業としては遅い方がありがたい面もあるとの意見がありました。ただし、この会社では12月が繁忙期であり、11月発効となると繁忙期前に対応が必要となり負担になるという説明でした。また、年収の壁・社会保険の壁については、多くのパート従業員が勤務時間を調整しており、人材不足の中で大きな課題となっているため、改善してほしいとの要望がありました。

当該事業所は令和6年度に業務改善助成金を利用しています。利用した感想として、手続きが大変だったのもっと簡素化してほしい、設備投資にも利用しやすくしてほしいとの意見がありました。

以上が実地視察の概要です。御質問等がありましたらお受けしたいと思います。

廣谷会長

ただいまの説明につきまして、質問含め、何かございますか。

(発言なし)

廣谷会長

それでは続いて、議題4「域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会答申について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

## 事務局（岡本）

現在、中央最低賃金審議会の目安がまだ出ておりません。第6回目の目安小委員会が本日午前10時から開催されており、現在も審議が続いている状況です。したがって、本日中に目安が出るかどうかはまだ分からない状況です。本来であれば、この場で目安額の伝達をさせていただく予定でしたが、現時点では不可能な状況です。このため、目安額の伝達につきましては専門部会で行わせていただきたいと思います。

また、本審委員の皆様にはメール等でお知らせさせていただきますので御了承ください。せっかくの機会ですので、本日お配りしております別冊資料について簡単に説明いたします。

これは今年度の中央最低賃金審議会目安小委員会に提出された資料のうち、地方審議会の審議に参考になると思われるものを抜粋した資料です。16ページを御覧ください。近年の最低賃金改定状況をランク別に示しております。近年はどのランクも大幅な引上げが続いております。特にCランク地域は目安額へさらに上積みした県が多く、大幅な引上げとなっていることが分かります。次に19ページです。全国47都道府県全てにおいて最低賃金額が生活保護水準を上回っています。和歌山県についても同様の状況です。

25ページ以降は賃金構造基本統計調査による賃金分布資料です。

34ページを御覧いただきますと、和歌山県の賃金分布が示されています。最低賃金付近に多くの労働者が分布していることが読み取れると思います。

69ページは、今年の春闘結果になります。連合では大企業が5.12%、経団連調査では大手企業が5.46%、日商調査では全体で4.29%となっています。

76ページを御覧ください。県民所得等の指標です。和歌山県は県民所得では全国7位という結果になっています。一方で、その他の消費関連指標等では必ずしも高順位ではありません。

81ページから82ページは求人賃金の状況です。和歌山県の求人下限額は昨年より40円から60円程度上昇しています。最低賃金引上げの影響もあり、求人賃金も上昇している状況が見て取れます。83ページですが、消費者物価の対前年上昇率の推移になります。こちらは持ち家の帰属家賃を除く総合というものになっておりまして、和歌山県の消費者物価上昇率は昨年よりやや低下しております。

93ページを御覧ください。こちらは全国の目安と実際の改定額の直近十年間の推移ということで、和歌山県は直近3年間で目安額に対して累計3円上積みしてきています。また、Cランク県ではさらに大きく上積みしている状況があります。

96ページは最高額と最低額の格差の推移です。和歌山県と最低額県との格差は、10年前の39円から現在22円程度へと縮小しています。97ページは各県の引上げ率です。昨年はCランク県で非常に高い引上げ率となっており、最低でも7%を超える引上げとなっていました。

足元の経済状況等に関する補足資料というものでございまして、その中に111ページを御覧いただきますと、消費者物価指数の対前年上昇率の推移というものがあります。昨年はこの頻繁に購入する商品の物価上昇率6.7%という数字が生計費の議論で重視されましたが、今年は2.3%となっています。ただし、食料につ

いては依然として4.5%程度の上昇が続いております。

133ページ以降は中小企業支援策に関する資料になります。賃上げ支援、生産性向上支援など様々な制度がまとめられています。156ページですが、価格交渉の状況についてアンケート調査の結果が示されております。159ページは、労務費に係る価格交渉の状況をグラフにまとめたものになります。

173ページです。いわゆる年収の壁への政府対応が整理されています。本日視察先でも話題になりましたが、現在政府としても様々な対策を進めているところです。次に195ページですが、昨年、発効日が遅れたことによる企業への影響調査結果です。「特に影響はなかった」という回答が最も多い結果となっています。203ページは労働者アンケートです。こちらも「例年と変わらなかった」「特に影響はなかった」という回答が最も多くなっています。

非常に資料が多いため概要のみ御説明しました。後日御覧いただき、御不明な点がありましたら御質問ください。

廣谷会長

ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(発言なし)

廣谷会長

では、配布資料につきまして、事務局は説明をお願いします。

事務局（玉置）

20ページの資料8を御覧ください。

和歌山県が公表している職種別・学歴別初任給データを整理したものです。

21ページの資料9は和歌山県最低賃金に関する実態調査結果です。県内の製造業、新聞出版業、卸売・小売業、サービス業等を対象として、本年6月の賃金状況を調査した統計です。今後の専門部会での金額審議の参考資料として御活用いただきたいと思います。

非常に簡単でございますが、資料の説明をさせていただきました。資料内容につきまして、御質問等がございましたら、今後の審議の中で、その都度御質問いただければと思いますので、よろしくお願いします。以上でございます。

廣谷会長

今の段階で御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。では、続いて、議題(5)「その他」ですが、本日の議事に関する、今後の審議に関するなどで、何か御意見、御質問がございませんか。では、事務局からはどうでしょう。

事務局（玉置）

はい。今後の本審の日程につきましてですが、当初想定しておりました目安が後ろにずれておりまして、その中で、8月以降で第3回の本審を開催する可能性を想

定しております。8月6日19時から、8月7日11時から、8月10日11時から、この3日の日程を確保していただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員の日程を調整)

事務局（岡本）

現在、専門部会の日程も含めて調整しております。目安答申のタイミング次第では予定が変わる可能性があります。できましたら予定を空けていただけると大変ありがたいです。中央では今まさに目安審議中です。今日答申が出るかどうか分かりません。出なければさらに後ろへずれる可能性もあります。今申し上げた日は専門部会も含めて設定可能性のある日です。できれば候補として確保をお願いしたいと思います。

事務局（玉置）

改めてメール等で日程調整をお願いしたいと思います。

廣谷会長

それでは、和歌山県最低賃金改正決定に当たっては、今後示される中央目安答申の内容、地域経済の状況、本日いただいた関係労使の御意見なども参考にしながら、専門部会で議論を進めてまいりたいと思います。また、今後の審議日程については専門部会の進捗を見ながら、第3回、第4回審議会の日程を調整してまいります。委員の皆様には引き続きよろしくお願いいたします。それでは、本日の審議会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。